

環水土発第030514001号
平成15年5月14日

都道府県
政令市 土壤環境保全担当部(局)長 殿

環境省環境管理局
水環境部土壤環境課長

土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）の施行については、平成15年2月4日付け環水土第20号（以下「施行通知」という。）をもって環境省環境管理局水環境部長から通知されたところであるが、法第3条第1項に基づく土壤汚染状況調査については、なお下記事項に留意の上、その運用に遺漏のないようにされたい。

また、1の法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設についての解釈は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第7項に規定する有害物質使用特定施設についても該当するものであることに留意されたい。

記

1. 法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設について

(1) 原則として、その施設において特定有害物質を製造、使用又は処理しているものが該当すること。

(2) 「製造、使用又は処理」には、以下の行為は該当しないこと。

① 特定有害物質を微量含む原材料を用いるが、当該特定有害物質に対し何らの働きかけをしない行為

(例1) バッチャープラント（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1（以下「別表」という。）第55号）における生コンクリートの製造

（考え方：原料に含まれる六価クロムに化学的作用を加える施設ではないので、該当しない。）

(例2) 石炭を燃料とする火力発電施設の廃ガス洗浄施設（別表第63号の3）における廃ガスの洗浄

(考え方：石炭火力発電所の排煙脱硫装置は硫黄酸化物の除去を目的とするものであり、洗浄後の排水に微量のほう素が含まれていても、ほう素の使用等には該当しない。)

(例3) 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設(別表第51号)における原油等の精製

(考え方：原油等にはベンゼンが含まれ、その精製過程でベンゼンの濃度が増加することがあるが、該当しない。なお、ベンゼンそのものを製造する行為は該当する。)

② 一般廃棄物処理施設(別表第71号の3)又は産業廃棄物処理施設(別表第71号の4)における廃棄物の処理及び下水道終末処理施設(別表第73号)における下水の処理

(例4) 廃棄物処理施設からの排ガスに含まれる重金属等の処理施設での処理

(考え方：廃棄物に含まれる微量の重金属等に着眼して「処理」に該当することとはしない。なお、特定有害物質そのものを廃棄物処理施設で処理すること(例：ポリ塩化ビフェニルの処理)は該当する。)

③ 特定有害物質を固体以外の状態にせず、かつ、粉状又は粒状にしない形での取扱い(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令(平成12年政令第138号。以下「PRTTR法施行令」という。)第5条第1号参照)

(例5) 特定有害物質を含む固形物(粉状又は粒状のものを除く。)の洗浄

(考え方：固体のままの特定有害物質は土壤汚染を起こさないため。なお、酸等でその固形物の表面を溶解させるか、又は研磨等により粉状のものを発生させることを意図して行う場合は該当する。)

④ 特定有害物質が密封された製品の取扱い(PRTTR法施行令第5条第2号参照)
(例6) ポリ塩化ビフェニルが封入された電気機器の特定施設の電気系統の一部としての使用

⑤ 添加剤等として特定有害物質を微量(1%未満)含む物質の製造、使用又は処理
(例7) 鉛を1%未満含む塗料による塗装を行う施設(別表第63号)からの廃ガスの洗浄

(3) 「その施設において」直接に特定有害物質を製造、使用又は処理していない施設であっても、以下の施設は例外的に有害物質使用特定施設に該当すること。

① 特定有害物質を使用している試験研究機関の研究棟、病院等に設置された洗浄施設(別表第71号の2イ、第68号の2ロ)

(考え方：排水に特定有害物質が含まれ得、かつ、現に土壤汚染の実態があるため。)

② 特定有害物質を含む製品(1%以上)を製造する工程に付属する特定施設

(考え方：水質汚濁防止法の特定施設には、排水系に近い施設が指定される傾向

があり、製造を行う施設が指定されない場合がある。しかし、製造は一般に製造工程の全体で行っていると解され、その工程に付属する特定施設においても特定有害物質を製造、使用又は処理するものと解すべきであるため。）

2. 有害物質使用特定施設が商業施設の一テナントにより設置されている場合等の調査の方法について

有害物質使用特定施設が、商業施設の一テナント（例：大規模小売店内で開店しているクリーニング店）又はオフィスビルの一入居者（例：オフィスビルに入居している試験研究機関）により設置されている場合において、当該施設が廃止されたときの調査の方法は、次のとおりとすること。

- ① 当該テナント又は入居者が退出した場合にも、当該商業施設又はオフィスビルが存続していれば、法第3条第1項ただし書の確認を受ける要件（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第12条第2項第1号）に該当するものと解すること。

確認を受けた場合には、当該商業施設又はオフィスビルが建て替えられるときに確認を取り消すこととなり、その時点で調査義務が発生すること。

- ② 調査義務が発生した場合の調査の方法は、当該有害物質使用特定施設からの排水管の地中に設置された部分（当該テナント又は入居者が最下階に入居していた場合、排水管が最下階に設置されていた場合にあつては、当該入居していた部分、当該設置されていた部分の直下を含む。）において100㎡単位の調査を行えば足り、それ以外の場所においては、900㎡単位の調査も行うことは要しないこと。

3. 同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする確認について

「関係者以外の者が敷地に立ち入ることができる」にもかかわらず、「同一の工場・事業場の敷地として利用される」ことを理由として法第3条第1項ただし書の確認を受けることができる例として、施行通知の第3の1(4)②イ(i)では大学の敷地が挙げられているが、その他にも以下のような場合が該当すること。

（例1）商業施設の一テナント、オフィスビルの一入居者等である有害物質使用特定施設の設置者が退出し、当該商業施設、オフィスビル等の建て替えがない場合

（例2）コインランドリーの敷地であつて、テトラクロロエチレンを使用する洗濯機を廃止し、水洗いの洗濯機のみが残る場合

4. 一連の工場・事業場の範囲について

「工場・事業場の敷地」とは、公道等の工場・事業場の設置者以外の者が管理する土地により隔てられていない一連の工場・事業場の敷地をいうことが、施行通知の第3の1(6)②に記載されているが、その他にも以下のような場合には公道等により隔てられた場合と同様に取り扱うこととする。

(例1) 工場・事業場の敷地が、その設置者自らが管理する私道、水路、緑地帯、フェンス、壁その他の工場・事業場の敷地を外形上明確に区分することができる施設（区分された両側の土地が、別々の工場・事業場とみなせる程度に事業の相互の関連性が小さいものに限る。）によって区分されている場合

(例2) 工場・事業場の敷地が、学校や住宅等によって区分されている場合